

東北防衛局における行政考査に関する達を次のように定める。

令和2年10月5日

東北防衛局長 熊谷 昌司

東北防衛局における行政考査に関する達

(趣旨)

第1条 地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領について(通達)(防官政第8406号。19.8.30)第12の1の規定に基づき、東北防衛局(以下「局」という。)の所掌事務の自体考査(以下「考査」という。))に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 考査は、業務の実施状況について、主として合规性、適正性、能率性等の観点から調査し、及び評価して、業務運営の改善事項を提示することを目的とする。

(実施体制)

第3条 考査は、総務課長、職務として考査を行うべき職員及び局の職員で局長から特定の事項につき考査を行うことを命ぜられた者(以下「考査職員」という。)が実施し、総務部長が統括する。

(考査職員の権限)

第4条 考査職員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

(考査職員の遵守事項)

第5条 考査職員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に公正かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 過誤や不正行為の糾明、事務運営上支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。
- (5) 欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- (6) 改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。
- (7) 考査上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

(考査の種類)

第6条 考査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期考査
- (2) 特定考査

(定期考査)

第7条 定期考査は、局の所掌事務について、原則として、2年に1回実施する。

- 2 定期考査は、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて実施することを基本とし、必要に応じ実地において実施するものとする。
- 3 総務課長は、定期考査の対象が、他に行われる局の業務の適正を確保するための検証、監察その他の措置（第8条第2項において「他に行われる措置」という。）の対象と重複しないよう留意するものとする。

(特定考査)

第8条 特定考査は、局長の命を受けて、時機に即した特定の事項について、機動的に実施する。

- 2 総務部長は、特定考査の対象が、定期考査及び他に行われる措置の対象と重複しないことを確保するため、必要があると認めるときは、局長に対して意見を述べるものとする。

(考査結果の報告)

第9条 考査職員は、考査が終了したときは、遅滞なく、総務部長に考査結果を報告しなければならない。

- 2 総務部長は、定期考査の考査結果のうち必要と認められるもの及び特定考査の考査結果を局長に報告するものとする。
- 3 総務課長は、必要と認める場合には、考査結果を関係部課の長に送付する。

(改善事項の提示)

第10条 総務部長は、考査の結果必要と認める事項について、局長の命を受けて、関係部課の長に対し、必要な改善事項の提示を行う。

- 2 前項の規定により、改善事項の提示を受けた関係部課の長は、それに基づき必要な措置をとり、その結果を遅滞なく局長に報告しなければならない。

(推賞措置)

第11条 総務課長は、考査の結果特に優良と認める部課又は職員があるときは、これを表彰するため、関係部課の長に対して意見を提示する等必要な措置をとる。

附 則

- 1 この達は、令和2年10月5日から施行する。
- 2 東北防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領（平成19年9月1日。局長決裁）は廃止する。